

令和3年1月14日

保護者 各位

都城市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業の延長について（お知らせ）

平素より、本市の教育活動に御理解、御支援を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本市におきましては、都城市立の全小・中学校を1月17日（日）まで臨時休業としておりましたが、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧されるため、下記のとおり臨時休業を延長いたします。

保護者の皆様におかれましては、更なる対応をお願いすることになり、お子様の食事や安全面などにおいて不安や心配な面があるとお察しいたしますが、趣旨を御理解いただき御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休業期間

令和3年1月22日（金）まで（延長）

ただし、小学校6年生及び中学校3年生（最終学年）については、1月18日（月）から通常どおり登校し、授業や進路指導などの教育活動を行います。

2 小学校6年生及び中学校3年生（最終学年）について

- 学級の人数が多い場合は、学級を2つに分けるなどし、他学年の空き教室を活用しながら、密を回避するなど、感染防止対策を徹底します。
- 給食は実施します。
- 授業日数として扱います。
- お子様に加え、同居するご家族の方に発熱等の風邪症状が見られる場合も、お子様は出席停止扱いとなります。

3 「2」以外の学年について

- 臨時休業期間中ですが、18日（月）を全員登校日とし、子どもたちの健康状態の確認や家庭学習（課題）の配付等を行います。
- 感染防止対策を十分講じた上で、短時間の活動とします。
- 給食や授業は実施しません。
- 授業日数として扱いません。
- 学校再開後は、お子様に加え、同居するご家族の方に発熱等の風邪症状が見られる場合も、お子様は出席停止扱いとなります。

4 その他

- 臨時休業期間の部活動については、中止とします。23日（土）以降については別途連絡します。

（裏面もご覧ください）

(以下の内容は、1月6日付けのお知らせと同様の内容です。最終学年以外のお子様を対象です。)

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための臨時休業ですので、本来であれば、ご家庭での対応となりますが、放課後児童クラブ及び学校でのお預かりも行います。
- 放課後児童クラブは、現在入会中の児童に限り、児童クラブの状況に応じて受け入れを行います。児童クラブにより受入状況(時間等)が異なりますので、各児童クラブにご確認ください。
- 学校においては、小学校に在籍するお子様及び中学校の特別支援学級に在籍するお子様で、やむを得ない事情により家庭での待機ができない場合、預かりを行います。預かりを希望される方は、事前に学校へ電話連絡してください。

なお、やむを得ない事情によりお子様をお預かりする場合は、次のような条件を設定させていただきます。

- ・ 保護者が毎朝検温等を行い、本人及び同居するご家族も健康であることを確認できた児童生徒
- ・ マスクを着用し、昼食を持参できる児童生徒(終日の場合)
- ・ 原則、保護者の責任において、送迎が可能な児童生徒
- ・ 在校時間は、原則、朝の会から5校時終了までとします。
- ・ 活動は、自学自習を基本とし、授業は行いません。
- ・ 学校での検温等により、早退する必要がある場合は、お迎えをお願いします。